

審査請求書

2022年9月1日

消費者庁長官 殿

氏名又は名称 (法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名)

特定非営利活動法人消費者支援機構関西 理事長 藤井 克裕

住所又は居所 (法人その他の団体にあっては主たる事務所等の所在地)

〒540-0024

大阪市中央区南新町1丁目2番4号椿本ビル5階502号室

連絡先 (連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号等)

事務局 安本 正男

電話 06-6920-2911 電子メール info@kc-s.or.jp

1. 審査請求に係る処分の内容

消費者庁長官が、行政文書開示決定通知書（令和4年6月7日付消表対第742号）をもって、開示請求者である審査請求人に通知した処分。

2. 審査請求に係る処分があつたことを知った年月日

令和4年6月8日

3. 審査請求の趣旨及び理由

別紙のとおり

4. 処分庁の教示の有無及び教示の内容

上記1. の行政文書開示決定通知書において、この決定について不服がある場合は、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求することができる旨の教示があつた。

5. 添付書類

審査請求人が法人等の代表者であることを証する書面（登記簿謄本1通）

2022年2月25日付申入書

以上

第1 「法第5条第6号柱書及びイ」を理由とする不開示措置について

1 不開示の理由

消費者庁は「記載の情報は、『国の機関・・・が行う自己または事業に関する情報』であり、密行性の高い調査の処理過程に係る日付であって、公にすることにより、調査の過程、手法等が推測されることとなり、これらの情報を把握した事業者等の対応によっては、今後の当該事務又は類似事案における調査事務に関し、『正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ』『その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの』に該当する。」ことを不開示の理由としていますが、これらはいずれも不開示の理由にはなり得ません。以下、その理由を述べます。

2 理由

(1) 前提（法第5条第6号の趣旨及び該当性判断のルールについて）

法第5条第6号は、事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を不開示とする規定とされています。「不開示情報に該当すること」の主張・立証責任は実施機関が負うと解されていることから（宇賀克也「新・情報公開法の逐条解説〔第8版〕」有斐閣・71頁）、不開示とされた情報が法第5条各号に該当することについては、消費者庁に主張・立証の責任を負うことが前提となります。

そして、法第5条第6号柱書の『適正な遂行に支障を及ぼすおそれ』は、行政機関に広範な裁量権を認める趣旨ではない。（情報公開法要綱案の考え方4(6))とされ、この「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「(支障を及ぼす)おそれ」についても抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されると解されています。（前掲「新・情報公開法の逐条解説〔第8版〕」125頁、大阪地裁平成19年6月29日判例タイムズ1260号186頁）これらのこと前提と

してみた場合、「法第5条第6号柱書及びイ」を理由とする不開示措置は、いずれも理由がないということになります。以下、そのことを個別に指摘します。

(2) 「密行性の高い調査の処理過程に係る日付」であることを不開示理由とする点について。

ア 本件で「調査の処理過程」に相当する手続（及び作成書類）は、景表法第5条に基づく措置命令に続く課徴金納付命令及びその前提となる弁明の機会の付与（同法第13条、第15条）、実施予定返金措置計画（同法第10条）の提出・認定の諸手続、及びこれに関して作成されるものとみられます。

これらの諸手続の処理過程（及びこれに伴って作成される書類）は法令上又は制度上、それを公開することが予定されているとはいえないものとはいえ、それが「密行性の高い」ものであるという評価に相当することを示す合理的な根拠は見当たりません。

イ むしろ、上記諸手続は、景表法第5条の規定に違反する行為について措置命令が発せられたことに統いて実施されるものであり、措置命令自体が公表されるものであることからすれば、その後に上記諸手續が実施されることが予定されていることも公表結果から合理的に推測され得るものということができます。そうであれば、上記諸手續は必ずしも「密行性の高い」ものであるとは言えないものと考えられます。（少なくとも、実質的な「支障」が生じる程度に「密行性が高い」ことが、合理的な根拠に基づいて示されているとは言えません。）

ウ したがって、「密行性の高い調査の処理過程に係る日付であること」は、不開示とする理由にはなり得ません。

(3) 「公にすることにより、調査の過程、手法等が推測される」ことを不開示理由とする点について

ア 本件の開示請求が、特定適格消費者団体として行ったものであり、その目

的が、消費者に対する被害回復状況を把握・検討するためのものであることは申入書に伝えています。(2022年2月25日付申入書)

具体的な経緯等は以下のとおりです。

① 2019年3月19日株式会社モイストが消費者庁から景品表示法に基づく措置命令を受けたことを踏まえて、当団体は特定適格消費者団体として、購入した消費者に対して返金を求めることができる旨を個別に告知すること、告知してから1年間は返金対応に応じることを求めて同社に対して申入れを行いました。

その過程で、同社代理人弁護士から「消費者庁と検討を進め、認定された実施予定返金措置計画どおりに返金措置を実施しました。」「ご依頼いただいた事項につきましては、消費者庁への報告完了後、改めて対応を検討いたします。」との返信がありました。

② その後、当団体から同社に対し、商品の購入状況・返金に関する告知文書・返金状況について報告するよう求めましたが、同社からは2021年11月19日付で「いざれも非開示とさせていただきます。」旨の回答がありました。

消費者庁ウェブサイト¹で引用されている消費者への返金に関する同社の告知等はすでに同社ウェブサイトから削除されており、かつ、同社は対象消費者への告知方法、返金方法等を当団体に対し開示していません。

③ 以上のとおり、当団体は特定適格消費者団体として、消費者に対する誤認を惹起する表示・広告に関し、同表示等が同時に消費者契約法上の不実告知等に該当する可能性があることから、同表示等を行った事業者に対し消費者利益を適切に回復することを求めるとともに、消費者利益回復のた

¹

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/authorization_list/

めの事業者の行動が適切に行われているかを確認・検証しているところ、対象事業者からの十分な情報開示が得られなかつたため、消費者庁に対し関連する情報の開示を求めていきます。

イ 特定適格消費者団体については、「消費者の被害回復を図るための役割を、責任をもって果たすことが制度的に保障されている者」（消費者庁消費者制度課編「一問一答消費者裁判手続特例法」商事法務・39頁）とされており、被害回復業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法については、適正に遂行するための体制及び業務規程の整備が法律上に義務付けられており（消費者裁判特例法第65条第4項第2号）、これを受けたて消費者庁においても、「特定適格消費者団体の認定、監督に関するガイドライン」で前記の体制や業務規程の整備に関する細目を定めています。さらに、前記の法令に違反した場合には、適合命令又は改善命令の対象となり（同法第85条）、場合によっては特定認定が取り消されるとされていることにより（同法第86条第1項）、前記法令の定める義務についての実効性が担保されています。

ウ 上記各法令等の趣旨からすれば、そもそも本件開示請求により開示を行った結果としてその内容が「公に」されることが想定されるべきでないことは明らかです。したがって、「公にすることにより、調査の過程、手法等が推測される」ことは、不開示とする理由にはなり得ません。

(4) 「今後の当該事務又は類似事案における調査事務に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する」、ことを不開示理由とする点について

ア 先述のとおり、法第5条第6号柱書にある、「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であるとされ、

「おそれ」についても、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されています。しかるに、上記の不開示理由に述べられた内容は、「支障」や「おそれ」について、いずれも名目的なもの、かつ抽象的な可能性を指摘するもの、にとどまっており、その内容が実質的かつ具体的な蓋然性を示しているとは、言い難いものとなっています。

イ さらに、同条号の「適正（な遂行）」という要件を判断するに際しては、開示のもたらす支障のみならず、開示のもたらす利益も比較衡量しなければならない、とされています。（前掲「新・情報公開法の逐条解説〔第8版〕」125頁）

したがって、本件でもこの「開示のもたらす利益」を考慮したうえで判断されるべきですが、この点が十分に考慮されたとは言い難いと思われます。

本件開示請求の目的は、前記のとおり「被害回復業務の実現」でありそれは「消費者の被害回復の実現・促進」という利益を担うものでありますので、この点を十分に勘案すべきはずです。そして、消費者の被害回復という利益は、前述(2)の諸手続において実現される「返金措置の実施による課徴金減額等」（景表法第10条）と一定範囲において目的を共通にするともいえます。（消費者庁表示対策課長編著「景品表示法 第6版」商事法務・36頁）

そうであれば、開示のもたらす支障と、開示のもたらす利益を比較衡量した結果、少なくとも、本件開示が「適正（な遂行）」を阻害するとの結論に至ることは、ありえないと思料されます。

ウ このように、開示により「支障を及ぼすおそれ」について具体的な指摘がなく、かえって本件開示によってもたらす利益を勘案すれば、「適正（な遂行）」を阻害するものでないことから、「今後の当該事務又は類似事案における調査事務に關し、「正確な事實の把握を困難にするおそれ又は違法若し

くは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する」、というのは不開示とする理由にはなり得ないものと思料します。

第2 法第5条第2号イ（ただし書非該当）を理由とする不開示は不当であること

1 不開示の理由

消費者庁長官は、法第5条第2項イ（ただし書非該当）を根拠に一部情報の開示をされませんでした。その理由は、要旨、①当該法人の経営方針及び企業体制等に係る非公表の情報であるから、②公にすることにより、印影が偽造されるおそれがあるから、の二つでした。

しかし、少なくとも本件においては、①を理由とする不開示は不当であると考えます。（なお、当団体に対する関係では、②を理由とする不開示も不当であると当団体は考えますが、開示されて得られる情報は被害回復のために必要と考えにくいことから、本不服申し立ての範囲から外していることを付言いたします。）

2 理由

(1) 法第5条第2号イは、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示としています。したがって、当該法人が非公表としている情報だからといって、直ちに不開示を正当化できるわけではなく、当該法人の非公表情報を開示することにより、当該法人に正当な利益を害するおそれがあると認められるような客観的なおそれがなければ、開示対象と考えられます。

さて、先に述べたとおり、当団体は特定適格消費者団体であり、当団体は消費者の被害回復を担う重要な役割を有しております。そして、当団体が当該法人と競業関係に立つわけでもなく、また当該法人の情報を用いて当団体が何らかの事業を行うことは当然ありません。

そうしますと、当該法人が非公開にしている情報を、当団体に開示しても、当団体はその情報を消費者の被害回復のためにしか用いないことが明らかであって、当該法人の利益が害されるわけではありません。また、当団体が当該法人と競業関係に立つわけではない以上、当該法人の非公表情報を当団体に開示しても、当該法人の競争上の地位が害されるわけでもありません。

(2) また、第5条第2号は、但し書きにおいて「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は、第2号イロに該当する情報であっても、これを開示することを定めています。

そして、当団体は、被害回復という人の財産を保護するための活動を行っているところ、その被害回復の判断過程に様々な情報を収集分析する必要があります。

今回、当該法人は景品表示法違反をなし、返金をしているところではあります、その返金が適正に行われたのか、消費者の被害回復のためにさらにできることがあるのかを検討するためには、消費者の財産を保護するために公にすることが必要であると認められます。

3 小括

したがって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは無く、消費者の財産を保護するためには情報を開示すべきであって、今回法5条第2号イを理由として不開示とした部分は開示されるべきです。法は開示を原則としていることにご留意いただきたいと存じます。

第3 本件黒塗り部分は法第7条により開示されるべきこと

1 法5条に該当する不開示情報が記載されている文書であっても、法7条により裁量的開示が認められています。本件において、消費者庁長官が不開示として判断した文書は、法7条により開示されるべきと思料いたします。

2 当団体は特定適格消費者団体として、消費者の被害を回復することを目的に、今回、消費者庁に対し情報の開示を求めております。

消費者の権利保護のために活動する当団体の活動が公益目的であることは論を俟たず、これを否定することは当団体の存在意義に関わります。そして、当団体の活動のために法5条に該当する文書を開示することもまた、公益に適います。

3 さて、法7条による裁量的開示を行うに際しては、不開示情報の性質と公益を比較衡量して判断すべきとされています（宇賀勝也「新・情報公開法の逐条解説（第8版）」137頁）。そして、当団体の活動のために文書を開示することは公益上特に必要であるといえますが、本件において不開示とされた文書は、裁量的開示を否定するような性質を有するかどうかが問題となります。

ここにいう、裁量的開示を否定するような性質とは、個人の人格に直結する性質を有するとか、法人格の存亡にかかわる性質を有するものを指すと考えられます。

そして本件文書の内容から推測するに、当該法人の存亡にかかわる性質の情報が掲載されているとは考えることはできません。したがって、公益性がなお上回ると考えるべきです、

4 以上より、本件文書が法5条に該当するとしても、法7条に基づき当団体に對して開示すべきであると思料いたします。

第4 最後に

消費者庁及び消費者委員会設置法第3条第1項は、消費者庁の任務として以下のように定めています。

「消費者庁は、消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理

的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを任務とする。」

消費者庁が、特定適格消費者団体の行動に協力しなければ、消費者庁の任務である「消費者の利益の擁護及び増進」など実現できるはずもありません。

また、内閣府消費者保護委員会が公表した「消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ報告書」（令和元年6月）においても、消費者被害の予防・救済と公正な市場を実現するためのルール及び担い手のベストミックスとして、「行政規制」によることのほか、事業者の自主的取り組み（課徴金制度の効果的な活用等）、特定適格消費者団体の役割強化などが示されていることは周知のとおりです。消費者庁は行政分野における担い手として率先してこの協力体制を実現すべきであることは言うまでもないことです。

行政の持つ情報は開示が原則であること、特定適格消費者団体の活動は、消費者保護という公益目的にあることを踏まえて、不開示情報と判断した部分について、その判断を見直し、開示していただきたく存じます。

以上